

平成 23 年度第 1 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 23 年 7 月 20 日（水） 午前 10 時 30 分～正午 日野市役所 6 階 第 1 委員会室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 飯塚 武 （税理士 飯塚武税理士事務所）	
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までの総務課契約締結分） （2）その他 3. 閉会		
質問・意見		回答
（1）抽出案件について ○審議事項（1）について、抽出方法等の説明を事務局に求める。 ○高幡不動駅南臨時駐輪場改修工事について ・ 落札率が 100%と高いが、原因は何か。		・ 今回の審査対象期間は、平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日までとなっています。 この間に総務課で契約締結した案件の総数は 296 件です。このうち、落札率が高いものとして 95%以上を 176 件、また、低いものとして 50%未満のもの 9 件を抽出しています。 なお、落札率が高い方ですが、印刷に関しましては 90%以上のものを抽出することとなっており、5 件を抽出しているところです。 ・ 川崎街道の拡幅工事に伴う改修工事です。市内業者 5 者の指名競争入札で行いましたが、4 者が辞退し、1 者のみが入札をしました。

・ 駐輪場改修工事は年度末の発注が原因のひとつという説明だが、もっと早く発注できない理由は何か。 ○小中学校冷暖房設備設置工事について ・ 全体的に落札率が高いが、原因は何か。 ・ 年度末にならないようもっと早く着手できないものか。 ・ 東日本大震災後、入札に変化は見られるか。 ・ 国や東京都の交付金・補助金の交付決定が遅くなって、年度末発注となり、落札	年度末で工期的にも厳しく、業者の持ち工事の関係があったためではないかと分析しています。 ・ 主管課としては、川崎街道の拡幅工事に合わせて発注したいと考え、補正予算を組んで東京都の動向をぎりぎりまで待っていたため、発注が年度末になってしまいました。都の拡幅工事は、結局行われませんでした。 ・ 文部科学省と東京都の補助を受け、平成 22 年度予算を 23 年度に繰り越して、市内市立小中学校 23 校に冷暖房設備（エアコン）を設置する工事です。23 年 6 月末までに設置するため、制限付競争入札で行うと工期が取れないので、希望型指名競争入札で執行しました。東日本大震災の影響を受けて、震災復興に伴う建設資材の調達、作業員の確保などへの不安感が落札金額を押し上げた要因ではないかと分析しています。 ・ 内部的な要因で遅くなっているものは努力できますが、補助金のような外部的要因が大きいものは、難しいのが現状です。 ・ 工事は制限付一般競争入札の案件がほとんどですが、申し込みが少なくなっています。また、予定価格を公表していますので、申し込み後、積算オーバーで辞退するケースも多くなっています。
--	---

率を押し上げているとするならば、情報を早く取るとか、何らかの解決策を見出す必要があるのではないか。総合評価方式を進めながら、時間がないといって他の方式を取らざるを得ない結果を招いている。他市も同じような状況であれば、連携して対策を立てる必要があると考える。また、分析は想像でなく、きちんとヒアリングして行うべきだ。

○「ほどくぼ小僧・勝五郎生まれ変わり物語」子ども向け絵本印刷」について

・落札率が高い理由は何か。

・印刷は一度に大量に印刷した方が安価になると思うが、印刷を依頼する際の基準はあるのか。

○市営住宅の内装等修繕について

・市内業者が少なくなっているという説明だが、競争性と市内業者の保護・育成をどのように考えているのか。

○残土収集運搬業務委託と中央・高幡図書館機械警備業務委託について

・低入札（47.77%、32.71%）となった経緯について説明を求める。

・市内3業者で入札を行いました。1回目の入札は不調に終わり、2回目の入札に当たっては、紙質を薄くするなど仕様を見直して落札にいたりしました。

・特にありません。

・地域要件を市外に広げれば競争性は高まりますが、市内業者で指名の選定数が満たされるのであれば、なるべく市内業者にお願いしたいと考えています。

・残土収集運搬については、ここ2年間、2業者で競っています。本件落札者は昨年落札できなかったため受注意欲が強かったものと分析しています。また、機械警備は、

・低入札の場合、契約書・仕様書どおりの仕事ができるのかが心配だが、落札者から誓約書のようなものは取っているのか。 ○複写機等の賃貸借について ・小中学校向けの複写機のリース契約で低入札（10.64%～43.69%）となっている案件があるが、原因は何か。 ○特別支援学級バス運行借上について ・委員会の審議事項としては趣旨が異なると思うが、経緯について説明を求める。	昨年度まで随意契約で行っていたものを競争に切り替えました。本件落札者は、昨年度別件で落札できなかったため、受注意欲を燃やしていたと聞いています。 ・低入札となった場合は、落札者に対して仕様書の見落としがないかどうか担当課職員が確認していますが、書類を徴しているかは主管課の判断に任せています。 ・本件落札者は地元企業ですが、平成 22 年度、全庁的な乾式複写機の入れ替えを行った際に落札することが出来なかったため、何としても受注したかったとのことでした。 ・本件は市内にある特別支援学級に通学するためのスクールバスの運行委託を業務とするものです。当初の落札者は、仕様書に基づいてバスの改造を発注しましたが、東日本大震災が発生して自動車工場の操業が止まり、改造の目途が立たないため、仕様書と異なるバスで運行したいと主管課に打診がありました。落札者と主管課でのやり取りの後、仕様書どおりでない契約はできないと市側の見解を統一して落札者に伝え、落札者の判断を待ちましたが、運行に支障が出る恐れが出てきたため、契約辞退の届出書を提出するよう促しました。口頭では辞退を了解しつつも書類として提出されなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 9 号「落札者が契約を締結しないとき」を適用して、順位 2 番の業者
---	--

・ 契約締結の期待感を持たせると、場合によっては、契約上の不備による損害賠償の対象とされかねない。仕様書どおりに実施できない恐れがある場合は期間を置かず、はっきりとした判断を下す必要があるのではないか。再発防止策は考えているのか。	と随意契約を締結した極めて稀なケースです。 ・ 仕様書どおりでないと適正な競争にはなりません。今回の案件では、1,000 年単位という大震災の中で、日本中が混乱した中での震災による影響を軽く見ていた面があったと思います。あくまでも契約事務の公正性を担保するために、仕様書の履行を確保すべきと判断したものですので、徹底するよう努めたいと思います。
---	---